

# NPOビレッジ（藍場町）登録団体募集要項

徳島県生活環境部生活環境政策課

## 1 目的

NPOビレッジは、公共施設の空きスペースを利用し、社会貢献活動団体に対し事務所、会議室、研修室等として使用できる活動スペースの貸出しを行うことにより、活動基盤の強化や活動の活性化を図ることを目的とする。

## 2 貸出する施設

- (1) 名称 藍場町地下駐車場休憩室
- (2) 住所 徳島市藍場町一丁目
- (3) 床面積 25.3㎡（5.7m×4.44m）
- (4) 使用可能人数 20名程度
- (5) 設備 エアコン（室内操作可）、洗面台有り

## 3 使用できる日・時間等

- (1) 使用できる日  
通年使用可能（土・日・祝日含む）。ただし、諸般の事情により制限することがある。
- (2) 使用できる時間  
午前8時から午後10時まで。
- (3) 使用の制限  
午前8時から午後10時までを3分割（3コマ）し、原則として1ヶ月あたり6コマまで使用することができる。

| A          | B           | C           |
|------------|-------------|-------------|
| 8：00～12：00 | 13：00～17：00 | 18：00～22：00 |
| 1コマ        | 1コマ         | 1コマ         |

## 4 使用の予約について

- (1) 使用を希望する者は、原則として使用希望日の前日までに予約を行うものとし、予約の受付は、電話又はメールで行うこととする。
  - ① 電話の場合  
生活環境政策課において徳島県庁開庁日の午前8時30分から午後6時15分までの間に行う。
  - ② メールの場合  
生活環境政策課において使用希望日の前日午後5時まで行う。但し、前日が徳島県庁開庁日でない場合には、前日以前の開庁日午後5時までとする。
- (2) 予約は、使用希望日の3ヶ月前の同日からできるものとする。

## 5 使用料

使用料は無料とする。

## 6 応募資格

次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 営利を目的とせず、自発的に社会的・公益的な活動を行っている団体
- (2) 特定非営利活動法人又は法人格を有しない社会貢献活動団体
- (3) 主として徳島県内に社会貢献活動の拠点を設け社会貢献活動を行っている、又はこれから始めようとしている団体
- (4) 徳島県の社会貢献活動の促進に寄与すると認められる団体
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としない団体

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でない団体
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない団体

## 7 申請書類

### (1) 申請書類

団体登録申請書(NPOビレッジ設置要綱様式第1号)及び必要な添付書類を提出する。  
ただし、とくしま県民活動プラザの登録団体は、添付書類を省略することができる。

添付書類①団体の定款又は規則・会則等

②活動実績書又は活動計画書

③会員名簿又は役員名簿

④代表者の身分が証明できるもの（運転免許証の写し等）

### (2) 提出部数

原本1部

## 8 受付期間

随時受付

## 9 審査及び決定

生活環境政策課において書類審査を経た上で、使用することが適当である団体に対してNPOビレッジ登録証を交付する。

なお、必要に応じて聞取りを行うことがある。

## 10 提出方法

持参又は郵送。

また、提出いただいた書類については返却しない。

## 11 提出先（問い合わせ先）

徳島県生活環境部生活環境政策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1

電話 088-621-2023

附 則

この要項は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。